

医療法第30条の4第7項の規定に基づく基準病床数の算定の特例に係る 厚生労働大臣への協議について（諮問）

I 審議案件

医療法第30条の4第7項の規定に基づく医療法施行令第5条の2第2項の規定による病床数の加算に係る国への協議について諮問

II 国への協議について

医療計画において定める基準病床数については、病床種別ごと、二次医療圏ごとに、医療法施行規則第30条の30において定める基準（以下「算定基準」という。）により算定するとされているが、急激な人口の増加が見込まれること、特定の疾病に罹患する者が異常に多くなること、高度の医療を提供する能力を有する病院が集中すること、その他厚生労働大臣が認める事情があるときは、厚生労働大臣に協議して同意を得た数を、又は、その数を算定基準に従い算定した数に加えて得た数を、基準病床数とすることができるとされている。

III 本県の状況について

高齢者人口の増加率は、平成22年から平成37年にかけて65歳以上人口が1.35倍、75歳以上人口が1.87倍の伸び率と全国3位で、全国屈指のスピードで高齢化が進展しており、医療を必要とする人口の急激な増加が見込まれる。

一方、医療法施行規則第30条の30において定める基準に準拠して療養病床及び一般病床の基準病床数を算定した場合、横浜及び横須賀・三浦二次医療圏を除くすべての二次医療圏で病床過剰地域となるうえ、大幅に基準病床数が落ち込むことが判明した。

IV 考え方と検討結果

基準病床数を毎年度、直近の人口等をベースに見直す方法も考えられるが、特に新規の病床整備には一定の期間と計画性が必要であり、また、救急など、不足する医療機能が出てきた際、これを補完できない期間が中長期に渡り、地域医療の崩壊を招きかねない。このため、特例を活用し、計画策定時に計画期間の中間年である2020年推計人口を用いて予め人口増を見込んだ基準病床を算定し、病床利用率の向上や非稼働病床の整理などを促し、急増する医療需要に対応する。

なお、横浜、川崎北部及び横須賀・三浦地域は、本県の中でも特に医療需要が増加することが見込まれているが、一方で、病床の整備は医療従事者の確保等と合わせてより慎重に行う必要があることから、地域の意見を踏まえ、毎年度見直しを行うことを検討する。

これらのことを踏まえ、算定基準により計算した基準病床数が既存病床数を下回る地域である川崎南部、相模原、湘南西部、県央について、特例措置により対応する。

V 結論（案）

国への協議（別紙協議（案））について承認する。

(別紙様式1)

医第 号
平成30年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

医療法施行令第5条の2第2項の規定に基づく協議について

医療法第30条の4第7項の規定に基づく医療法施行令第5条の2第2項の規定による病床数の加算について、関係書類を添付し、次のとおり協議いたします。

添付書類

- 1 都道府県医療審議会の意見を記載した書面
- 2 関係地域の地図その他参考となる書類

1 加算すべき病床数	1,500床	2 加算する病床の種別	療養病床及び一般病床
3 加算する地域	川崎南部医療圏、相模原医療圏、湘南西部医療圏、県中央医療圏		
4 加算を必要とする理由	今後、高齢化の進展により医療需要の増加が見込まれ、病床の必要量が将来においても既存病床数を上回ると見込まれる地域について、医療提供体制を整備する必要があるため。		
5 加算しようとする病床数の算定根拠	人口増、高齢化による医療需要の増に対応しつつ医療提供体制の充実に努める必要があることから、平成32年の推計人口による基準病床数の算定数と平成29年現在人口による基準病床数の算定数との差を加算する。		
6 関係医療施設の現況と計画	救急機能をはじめとする医療資源の不足を解消すること及び地域医療構想を踏まえた慢性期機能の確保を念頭に置き、医療提供体制の整備を進める。		
7 備考	—		